

第5章 『環』の公共事業行動計画 ～『環』の公共事業ガイドライン～

1 『環』の公共事業の趣旨

府では、16年12月に府の公共事業を環境共生型の地域社会を築くための公共事業へと導いていく指針として『環』の公共事業行動計画を策定し、公共事業による環境への負荷を低減していくこと（環境にやさしい）、失われた自然環境や地域固有の景観を再生していくこと（環境をつくる）、持続可能な循環型社会の基盤づくりを進めていくこと（循環をささえる）を目指しています。

この『環』の公共事業の考え方を、府が実施するすべての公共事業において具現化していくため、構想・設計・施工・管理など公共事業の各段階において、事業評価や実施の基準となる「ガイドライン」を策定しました。

2 『環』の公共事業ガイドラインの考え方

『環』の公共事業の考え方をもとに、環境への負荷の低減のみならず積極的に環境を創り出す視点を含めた「ガイドライン」を策定し、原則として府が実施するすべての公共事業に適用していきます。

特に、この「ガイドライン」においては、先駆的な取組として、事業実施に至る前の構想や再評価の段階で、環境の視点から公共事業を総合的に評価する仕組みを導入し、環境にとってプラス評価となる事業を積極的に推進する一方、環境にとって著しいマイナスと評価される事業については、たとえ経済的視点からの評価が高くとも見直していきます。

「ガイドライン」に基づく評価については、府内部での自己評価に加えて、第三者機関や府民による評価が適切に行われるようにします。

3 『環』の公共事業ガイドラインの仕組み

ガイドラインは、公共事業の構想や再評価の段階で適用する「構想ガイドライン」と、設計・施工・管理段階で適用する「実施ガイドライン」の2本立てとします。

「構想ガイドライン」、「実施ガイドライン」による評価や点検を通じて得られたデータや情報を体系的に蓄積し、「ガイドライン」の見直しや、以降の公共事業の評価・実施の改善等に活用します。

<構想ガイドライン>

- 「構想ガイドライン」は、公共事業の実施・中止等を判断するための価値基準として、従来の経済評価軸（費用対効果などによる評価）とは別に、新たに環境（地域の自然、生活、文化）の評価軸を提示するものです。
- 経済評価軸に加えて、この環境評価軸に基づく複眼的な評価により、公共事業を実施するかどうかを判断します。（これは京都府独自のシステムです。）

図 1-7 「構想ガイドライン」による事業実施判断のイメージ

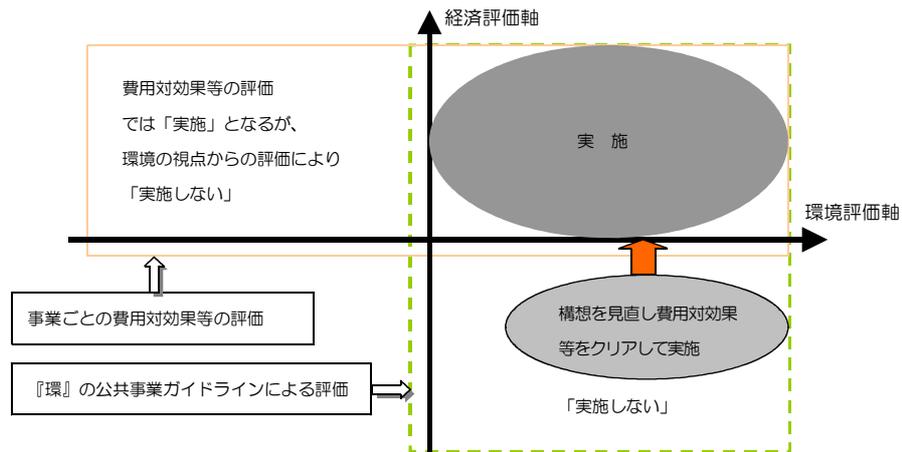


図 1-8 『環』の公共事業ガイドラインによる実施手順（例）

<実施ガイドライン>

■ 「構想ガイドライン」の評価により、実施可と判断された公共事業については、設計、施工及び管理の各段階で「実施ガイドライン」に基づき点検を行います。

■ 「実施ガイドライン」は、部局の縦割りを排して次の工種ごとに作成します。
 ①道路・街路・農道・林道、
 ②河川・ダム・砂防・治山、
 ③港湾・漁港、④ほ場整備、
 ⑤下水道・集落排水・合併浄化槽、⑥公園、⑦住宅その他建築物、⑧用地造成等

